

○清須市社会教育委員会規則

平成17年 7 月 7 日教育委員会規則第17号

改正

平成18年 2 月23日教育委員会規則第 7 号

清須市社会教育委員会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、清須市社会教育委員（以下「委員」という。）をもって構成する清須市社会教育委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長及び副委員長)

第 2 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 3 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委嘱後最初に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(その他)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年 7 月 7 日から施行する。

附 則（平成18年 2 月23日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。